

魚津市告示第76号

魚津水族博物館アドバイザーの報酬について

魚津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）第2条及び第5条の規程に基づき、魚津水族博物館アドバイザーに支給する報酬及び旅費の額を定めたので、次のとおり告示する。

令和5年4月3日

魚津市長 村椿 晃

- 1 魚津水族博物館アドバイザーに支給する報酬の額は、月額10,000円とする。
- 2 魚津水族博物館アドバイザーに支給する旅費の額は、魚津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年魚津市条例第22号）別表中一般職の職員の例を準用する。